

報告第8号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

加東市長 岩 根 正

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第4号	令和5年11月15日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第4号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月15日

加東市長 岩 根 正

1 損害賠償の相手方

池之内区長

2 和解事項

市は、相手方道路（農道）の修繕費用の10割を支払う。

3 損害賠償の額

3,986円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和5年8月16日 午前9時45分頃

(2) 事故発生場所

加東市池之内175番地

(3) 事故の内容

市職員が公務（ごみ収集作業）において、農道を通行していたところ、車両（公用車・ごみ収集車）右側前後輪を脱輪させ、アスファルト舗装の路肩端部を破損させた。